

～地域で安心して暮らしていくために～ 「地域福祉計画」をつくりま

本市では、「住みなれた地域でこれからも安心して暮らしていくために、地域の問題はできるだけ地域のみんで解決しよう」という“地域福祉”の考え方を進めるための、「地域福祉計画」を平成20年度に策定します。

「お茶の間トーク」にご参加ください

「地域福祉計画」の策定に当たり、市ではことしから来年にかけて、市内20カ所で“地域福祉「お茶の間トーク」”を開催します。

「お茶の間トーク」は、地域でどのような困りごとがあり、どうすればそれを解決できるのかを、ゲームなどを交えて楽しみながら考える、地域の皆さんによる話し合いの場です。

それぞれの地域で子どもから高齢者まで、いろいろな人たちが、自由な考えで話し合った結果を基に、本市全体の考え方や取り組みを「地域福祉計画」としてまとめます。

この計画をより良いものにしていくために、お住まいの地域での“地域福祉「お茶の間トーク」”にぜひご参加ください（各地区の開催日時については、随時本紙などでお知らせします）。

お尋ね 保健所内・総務企画課
(☎0956-24-1111)

モデル3地区で開催されたお茶の間トークの様子



「子ども子育て 応援センター」は身近な相談窓口です

子どもや子育てについての総合的な相談窓口として、市役所2階に新しく「子ども子育て応援センター」が開設されました。乳幼児期の子育て、不登校や思春期の子どものことなど、どなたでもお気軽にご相談ください。

こんな時には一人で悩まずに、ご相談を。

（大人の場合）

- 子どもの出産に際して不安がある
- 子どもが離乳食を食べない
- ひとり親家庭で、働きながらの子育てに負担を感じる
- しつけがうまくいかず、子どもを強くしかってしまう
- 子どもが学校に行きたがらない

（子どもの場合）

- 家族や友達のことなどで悩んでいる
- 学校でうまくいかない など

専門機関など必要な情報を提供し、電話やEメール(kodoou@city.sasebo.lg.jp)でもお応えします。

「児童虐待」からみんなで子どもを守るために、気になるなと思ったら、迷わずご連絡ください。

- 悲鳴や叫び声が聞こえる
- 不自然な外傷や打撲傷がある
- 身体や洋服が汚れていて非衛生的
- 栄養不足が目立ち、顔色が悪い
- 小さな子どもを残して、よく外出する
- 子どもに登園、登校させない
- 子どもに十分な食事を与えない

お尋ね 市役所子ども子育て応援センター
(☎0956-25-9705)

ご相談には福祉や保健、教育などの専門の相談員が応じ、一緒に考えます。

平成18年度 個人住民税 ここが変わります

平成18年度分から適用される税制改正についてお知らせします。

1. 定率減税の縮小

平成17年度までは、所得割額の15%（限度額4万円）が減税されていましたが、平成18年度は7.5%（限度額2万円）に縮小されました。

2. 妻の均等割額が変わりました

妻に、市県民税が課税される収入（扶養家族がなく、給与であれば96万5千円を超える年収）がある場合、平成17年度は半額の2,000円を課税していましたが、平成18年度からは本来の均等割額4,000円が課税されます。

3. 65歳以上の人に対する税制度が改正されました

老年者控除が廃止されました
合計所得金額が1,000万円以下の人に適用されていた、老年者控除48万円が廃止されました。

公的年金等の所得計算が変わりました

年金の所得計算は、年金収入から公的年金等の控除額を引いて計算します。この控除額は年齢によって分けられていますが、65歳以上の人に対する控除額が改正されたことで、下の表のように変わりました。

平成17年度（改正前）		平成18年度（改正後）	
公的年金等の収入金額（A）	公的年金等の所得金額	公的年金等の収入金額（A）	公的年金等の所得金額
260万円未満	A - 140万円	330万円未満	A - 120万円
260万円以上～460万円未満	A × 75% - 75万円	330万円以上～410万円未満	A × 75% - 37万5千円
460万円以上～820万円未満	A × 85% - 121万円	410万円以上～770万円未満	A × 85% - 78万5千円
820万円以上	A × 95% - 203万円	770万円以上	A × 95% - 155万5千円

非課税措置が廃止されました

これまで65歳以上の人のうち、合計所得金額が125万円以下の人に適用されていた非課税措置が廃止されました。

ただし、平成17年1月1日現在、65歳に達していた人（昭和15年1月2日以前生まれ）のうち、前年の合計所得金額が125万円以下の人については、以下のような経過措置があります。

		平成18年度	平成19年度	平成20年度
均等割	市民税	1,000円	2,000円	3,000円
	県民税	300円	600円	1,000円
	合計	1,300円	2,600円	4,000円
所得割	市県民税	1 / 3課税	2 / 3課税	全額課税

市県民税の納付書については、6月中旬の発送予定です。

お尋ね 市役所市民税課
(☎0956-24-1111)

